

相互提案型協働事業の仕組みや応募の流れ、市提案

平成30年度  
協働事業募集説明会

- **応募方法** 直接担当へ
- **問い合わせ先** 座間市民活動サポートセンター
- ☎ 046(255)0201

- **対象** 市内に活動拠点を有し、1年以上活動を継続している座間市民活動サポートセンター登録団体

- **募集期間** 7月10日(月)～8月10日(木)
- ※平成30年度市提案協働事業は、生活困窮者自立支援ネットワーク形成事業(生活援護課)を予定しています。

市では、市民活動団体の皆さんの発想を生かしたまちづくりに取り組んでおり、平成30年4月～平成31年3月に実施する相互提案型協働事業を募集します。

同事業には、団体が事業提案を行う「市民活動団体提案協働事業」と市の事業提案に団体がプラン提案を行う「市提案協働事業」があります。詳しくは、問い合わせ先または担当へお問い合わせください。

協働事業の構想・概要について説明します。

市相互提案型協働事業  
担当  
市民協働課  
☎046(252)7966  
☎046(255)3550

平成29年度相互提案型協働事業

市民とともにつくるまち

多国籍親子支援事業「国際交流サロン」

市と市民活動団体「アクティヴ・ママ」では、相互提案型協働事業として、市内に在住する外国籍の親子との交流の場「国際交流サロン」を開催します。

同サロンは、異文化理解を深めながら地域での新しい繋がりをつくることを目的としています。当日は、浴衣を着用または持参してください(お持ちでない方は着付け体験ができます)。

詳しくは、問い合わせ先または担当へお問い合わせください。

○ **とき** 6月27日(火) 午前10時～正午

○ **ところ** 市民健康センター1階 多目的室

○ **内容** セタ飾り作り、パネルシアター、浴衣の着付けなど

○ **対象** 市内在住の外国人親子、日本人親子(大人だけでも参加可)

○ **参加費** 300円

○ **参加方法** 直接会場へ

○ **問い合わせ先** アクティヴ・ママ ☎070(1489)9573 電子メール(activezamainternational@gmail.com)

**担当** 渉外課 ☎046(252)8035 ☎046(255)3550

平成28年度に実施した市

平成28年度  
協働事業結果報告会

○ **参加方法** 直接会場へ

1) 3階 多目的室

○ **とき** 7月7日(金) 午後6時～

○ **ところ** サニープレイス 座間(市総合福祉センター)

民活動団体提案協働事業の成果を発表します。

○ **とき** 6月28日(水) 午後3時～(午後2時30分受付開始)

○ **ところ** 市役所5階5-1会議室

○ **内容** 水と緑の風広場「観光スポット水仙花壇造り」事業、市民こころのバリアフリー(心の健康問題普及啓発)及びハートコミュニティ事業、避難所運営委員会設置・運営支援事業の成果発表

○ **入場** 自由

スマートハウス関連設備設置補助制度

市では、家庭における再生可能エネルギーの活用推進および地球温暖化防止を目的として、補助金を交付しています。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

○ **補助内容** (平成21年度以降に市の補助金を受けた設備は対象外)

▽住宅用太陽光発電システム=出力1キロワット当たり1万2千円(上限4万円)

▽エネファーム=4万円

▽リチウムイオン蓄電池=4万円

▽HEMS(ヘムス)=8千円

※いずれも新品(設置工事未着工のもの)に限ります。

○ **補助対象** 市内に住所を有する方または市内の住宅の購入・建築・建て替えなどのために市外に居住する方

※市税の滞納がある方は対象となりません。

**担当** 環境政策課 ☎046(252)7675 ☎046(257)7743

電気自動車購入などの補助制度

市では、走行中に二酸化炭素や窒素酸化物を排出しない電気自動車の普及促進を目的として、補助金を交付しています。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

○ **補助内容**

▽電気自動車=1台につき15万円

▽住宅用給電システム=1台につき国などの補助金を控除した額の2分の1の額(据置型は上限3万円、可搬型は上限1万円)

▽電気自動車急速充電器(事業者のみ)=1基につき国などの補助金を控除した額の2分の1の額(上限25万円)

※いずれも新品(未登録の製品)に限ります。

○ **補助対象** 市内に現在まで引き続き1年以上住所を有する個人・事務所または事業所を有する法人、個人事業者

※市税の滞納がある方は対象となりません。

**担当** 環境政策課 ☎046(252)7675 ☎046(257)7743

ご利用ください  
「電子申請システム」

市では、パソコンや携帯電話、スマートフォンなどからインターネットを利用して休日や夜間でも申請、届け出ができる電子申請システムを実施しています。

利用方法

e-kanagawa電子申請(<http://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/navi/index.html>)で座間市を選択するか、市ホームページ「電子申請システム」で「e-kanagawa電子申請:座間市トップページ」を選択してください。

詳しくは、問い合わせ先へお問い合わせください。

問い合わせ先

コールセンター ☎0120(22)0642

○ **受付時間** 午前9時～午後5時(土曜・日曜日、祝・休日を除く)

利用できる電子申請

暮らし	住民票記載事項証明書(定型)交付申請※1
	住民票の写し交付申請※1
	特例転出届※2
	印鑑登録証明書交付申請※1
	水道使用開始・中止届
	給水装置用途変更届
環境・衛生	行政情報公開請求
	市営住宅退去・長期不使用届※1
	粗大ごみ収集申込※1
福祉・健康	し尿処理申込※1
	犬の死亡・届出事項変更届※1
消防・防災	救急医療情報キット利用申請書※1
その他	消防訓練実施計画・結果報告書※1
	市長への提案

※1 e-kanagawa電子申請で取得する申請者IDが必要です。

※2 署名用電子証明書を搭載したマイナンバーカード(個人番号カード)とICカード読込装置などが必要です。

**担当** 情報システム課 ☎046(252)8537 ☎046(255)3550

座間市学生消防団  
活動認証制度

地域防災の要となる消防団では、大学生などの活躍が重要です。市では、学生消防団員の加入促進および就職支援を目的として、団員として地域社会へ貢献した大学生などの功績を認証する「座間市学生消防団活動認証制度」を実施します。

○ **対象** 在学中に1年以上消防団活動を行った大学・大学院・専門学校生または卒業・終了後3年以内の方

○ **申請方法** 消防本部2階消防総務課で配布する認証推薦依頼書に必要事項を明記し担当へ

学生消防団員募集

18歳以上45歳未満の市内在住者であれば入団できます。詳しくは、担当へお問い合わせください。

**担当** 消防総務課 ☎046(256)2412 ☎046(256)2215